

(認定教室の申請資格)

第7条 アロマテラピードバイザー資格認定教室又はアロマハンドセラピスト資格認定教室の申請者は、以下の申請資格要件を備え、認定後もこれを維持・継続しなければならない。

- (1) 協会の個人正会員であること。
- (2) 申請資格コースにおいて規則第40条第1項又は第70条第1項が定める講師要件を現に満たしている者であること。
- (3) 協会年会費等を正しく納めていること。
- (4) 認定に必要な申請料、認定料を正しく納めていること。
- (5) 損害賠償事故を補償する保険に加入していること。
- (6) 申請者自らが、講師及び事業者として経営・運営のすべてを行っていること。
- (7) アロマハンドセラピスト資格認定教室の申請者は、アロマテラピードバイザー資格認定教室として認定を受けていること。ただし、申請時においてはアロマテラピードバイザー資格認定教室と同時に申請していれば足りる。
- (8) 次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① カルチャー教室等の他の事業者が提供している講座の一部として行う場合
 - ② 協会が認定をしていない場所で講座を開設する場合
 - ③ 通信教育により講座を開設する場合
 - ④ その他協会が不適格と判断する事由がある場合

2 認定を受けた認定教室が、前項各号の申請資格要件のいずれかを欠くに至ったにもかかわらず、これを直ちに是正することができない、又はしない場合には、認定は当然に失われるものとする。